

宮城県警察勤務管理システム広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮城県警察勤務管理システム（以下「勤務管理システム」という。）への広告掲載を適正に行うため、宮城県警察広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 勤務管理システムに表示される画面及び勤務管理システムから出力される書類に掲載する文字又は画像で表示された情報をいう。
- (2) 広告主 本要領に基づき、宮城県知事と契約を締結し広告を掲載する者をいう。

(広告掲出料)

第3条 広告主は、宮城県知事が指定する日までに一括して広告掲出料を納入しなければならない。

- 2 宮城県知事に納入された広告掲出料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すべき事由がなく宮城県警察が掲載すべき広告を掲載しなかったとき又は広告掲出料を返還する特別の事由があると宮城県知事が認めるときは、この限りでない。
- 3 次に掲げるときに宮城県警察が勤務管理システムの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。
 - (1) 機器等の保守又は工事を行うとき
 - (2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
 - (3) その他公益上やむを得ないとき
- 4 返還する広告掲出料については、当該掲載期間における広告掲載の月数に応じて返還するものとする。なお、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(広告主の基準)

第4条 次の各号に掲げる者の広告は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 県税を滞納している者
- (3) 県の指名停止等の措置を受けている事業者
- (4) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (5) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (6) 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更生手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (9) ギャンブルに係る営業を営む者

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (12) その他実施しようとする広告事業には不適切と認められる営業を営む者又は事業者

（広告の内容の基準）

第5条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告枠に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なるもの
- (8) 消費者トラブル未然防止の観点から不適切と認められるもの
（例） 広告の趣旨が不明確なもの、責任の所在が不明確なもの、誇大な表現や消費者に誤認されるおそれのある表現のもの等
- (9) 個人の氏名を広告するもの
- (10) 不当な比較広告、誹謗・中傷等
- (11) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (12) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (13) たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
- (14) 著しく射幸心をあおるもの
- (15) 宮城県警察が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
- (16) 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- (17) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (18) 人の行方の捜索に関するもの
- (19) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

（広告の原稿の作成及び提出）

第6条 広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

- 2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 広告主は、警察本部長が指定する日までに、当該広告の原稿を電子データにより、警察本部長が指定した場所に提出しなければならない。

（広告の内容の審査）

第7条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、警察本部長は、当該原稿に係

る内容を審査し、適正であることを確認したうえで原稿の引渡しを受けるものとする。

- 2 前項の審査の結果、広告の内容が第5条各号に規定する基準を満たしていないときその他不適当なときは、警察本部長は広告主に対し内容の補正等を指示するものとする。
- 3 前項の指示があったときは、広告主は広告の内容の補正をし、警察本部長が指定する日までに補正後の原稿を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による補正後の広告の内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(広告の削除)

第8条 広告主は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で警察本部長に申し出なければならない。
- 3 警察本部長は、広告の内容からそれを掲載することが適当でないと判断したときは、直ちに広告を削除することができる。
- 4 前項の場合においては、警察本部長は速やかにその旨を広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 第三者から広告に関連しての苦情の申立て、損害賠償の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第10条 本要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、警察本部長及び広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。